

森林・林業・木材産業づくり交付金（継続）

【平成24年度概算決定額 623,377（1,610,418）千円】

事業のポイント

- ・ 地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な経費について各都道府県等に対して一体的な支援を行います。

（森林・林業・木材産業をめぐる現状）

- ・ 今後10年間で人工林の約6割が育てるべき段階から利用可能な段階に移行
- ・ 山村地域が占める森林面積は、全国の森林面積の60%
- ・ 京都議定書目標達成計画に基づき、1,300万炭素トンを森林の吸収で賄う必要
- ・ 素材生産の労働生産性は全国平均で4.99m³/人日（主伐）。高性能林業機械の導入等により低コスト化に取り組み、10.0m³/人日以上生産性をあげている事業体も存在
- ・ 特用林産物の主要品目であるきのこ類の生産量が増加
主要10品目の生産量 375千t（H12）→464千t（H22）
- ・ 平成22年の木材（用材）の自給率は26.0%
- ・ 住宅の質の向上に関するニーズの高まりなどから、品質・性能の確かな木材製品の安定的な供給が求められているが、建築用製材品に占める乾燥材の割合は約2割どまり
- ・ 年間約2,000万m³（H19）発生している林地残材は、ほとんどが未利用。
- ・ 林業就業者数は減少傾向 6.7万人（H12）→4.7万人（H17）

政策目標

- 木材供給・利用量を平成27年までに55%拡大
（1,800万m³（平成21年）→2,800万m³）
- 木造での公共建築物の整備（床面積）を平成27年までに拡大
（8.3%（平成21年）→24%）

<内容>

（ハード事業）

1. 森林整備の推進

森林整備を効率的かつ円滑に実施するために必要な施設等の整備を支援します。

2. 花粉発生源対策の推進

花粉症対策苗木の生産を目的としたミニチュア採種園等の造成・改良等による花粉発生源対策を計画的に推進します。

3. 望ましい林業構造の確立

林業再生の担い手の育成や林業生産コストの低減を図るため、高性能林業機械等の導入に必要な施設の整備を支援します。

4. 木材利用及び木材産業体制の整備推進

公共建築物等木材利用促進法に即した市町村方針に基づく地域材を利用した公共建築物等の整備等を支援

5. 市町村直接交付モデル整備

川上・川下の連携強化による木材の安定供給及び間伐の推進等を図るとともに、地域のニーズに機動的に対応するため、県域を越える取組に対して上記1、3、4のメニューに加え、以下のメニューを対象に国から市町村に直接交付し支援します。

ア 森林の多様な利用・緑化の推進

森林環境教育など継続的な体験活動の場、知識から技術まで林業体験学習の場となる森林・施設の整備を支援します。

イ 特用林産の振興

生産基盤の高度化、作業の効率化等に資する施設整備を実施するとともに、未利用竹林の整備を緊急に実施します。

ウ 木材利用及び木材産業体制の整備推進

地域材利用量や生産性等の目標が都道府県の目標を上回る木材処理加工施設等の整備による木材産業の構造改革を推進するとともに、木質バイオマスの利用を推進します。

(平成23年度に実施していた本交付金のメニューの一部は地域自主戦略交付金に移行)

(ソフト事業)

1. 山地防災情報の周知

行政と住民との防災に関する情報共有体制の整備、住民等が行う危険箇所の巡視などの協働活動、大規模な山地災害の発生時における都道府県間の協力体制の整備等により地域の防災体制を強化します。

2. 森林資源の保護

森林病虫害や野生鳥獣の被害が発生しにくい森林環境の整備・保全、林野火災防止意識の啓発、森林保全推進員の養成、安定的な苗木の供給等による森林資源の保護を推進します。

3. 林業担い手等の育成確保

林業事業体の育成及び林業就業者の確保・育成の支援と林業労働災害防止のための研修等を実施します。

<交付率>

定額 (1/2、1/3等)

<事業実施主体>

都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、森林整備法人等

<事業実施期間>

平成20年度～24年度 (5年間)

[担当課：林野庁経営課 (窓口)]